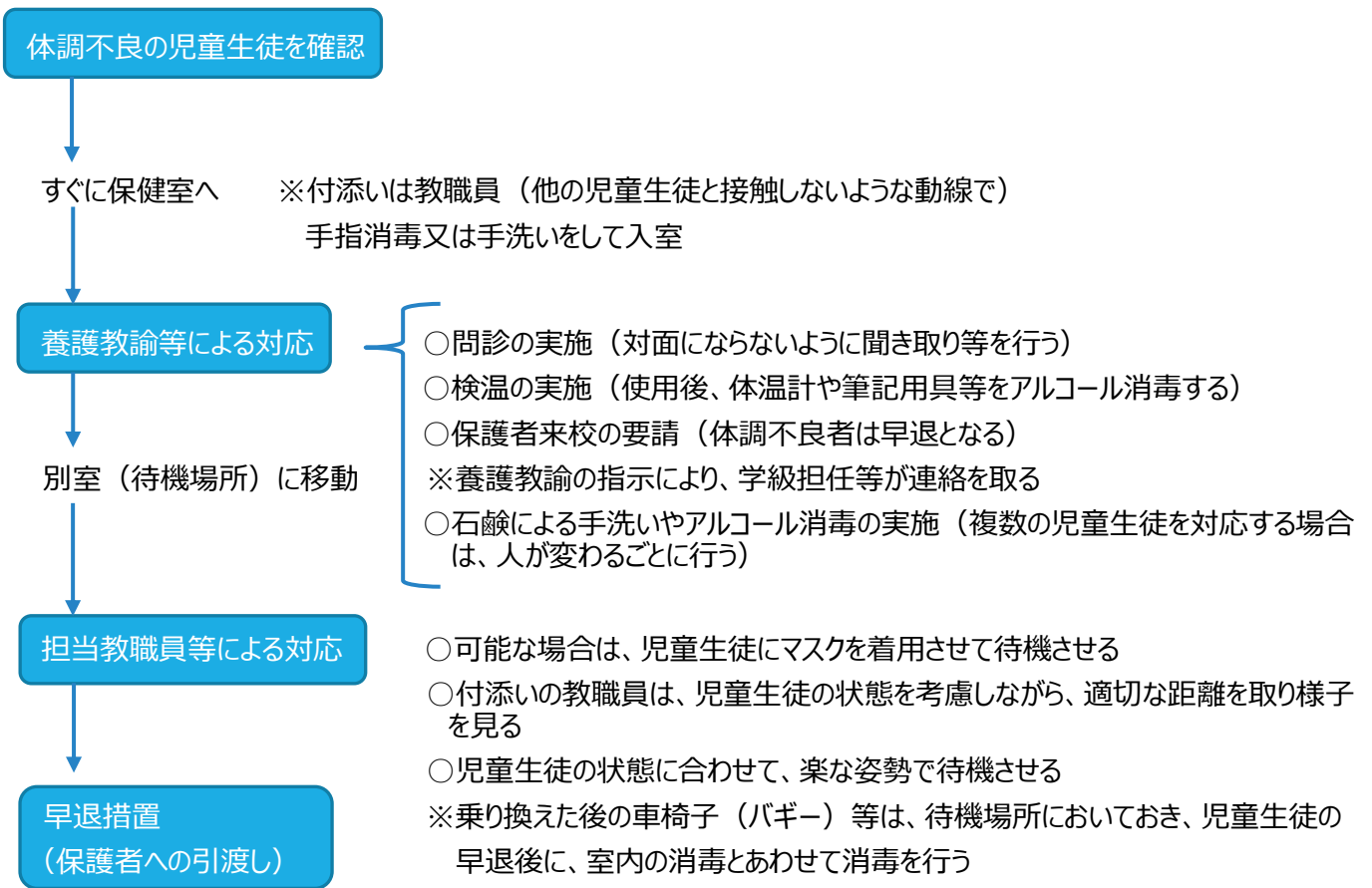
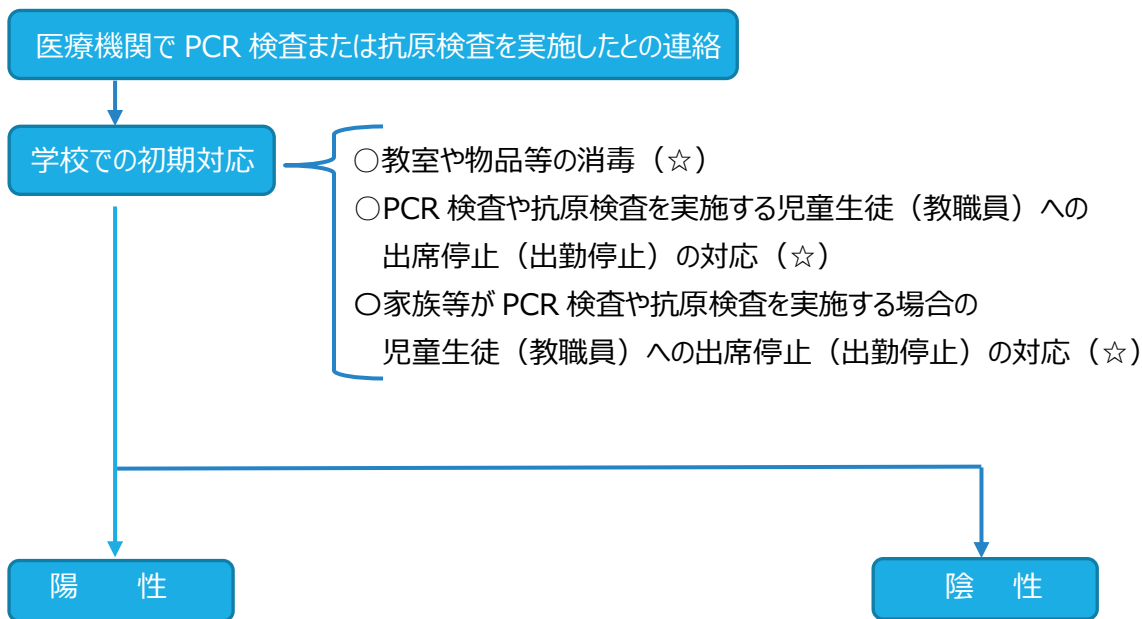


別添資料 1 校内で体調不良を訴えた児童生徒の対応について



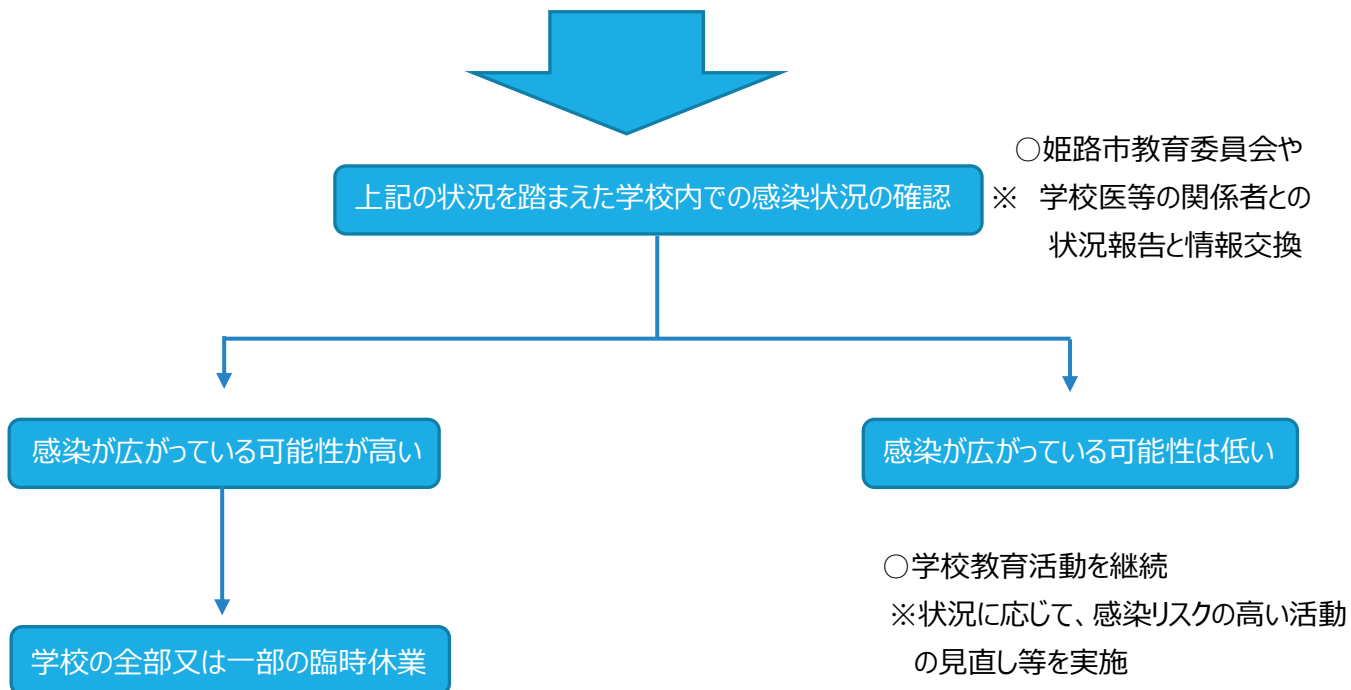
※別添資料 1 として記載の内容は、文部科学省及び姫路市教育委員会による作成資料を参考としています

別添資料 2 児童生徒又は教職員の感染が疑われる場合について



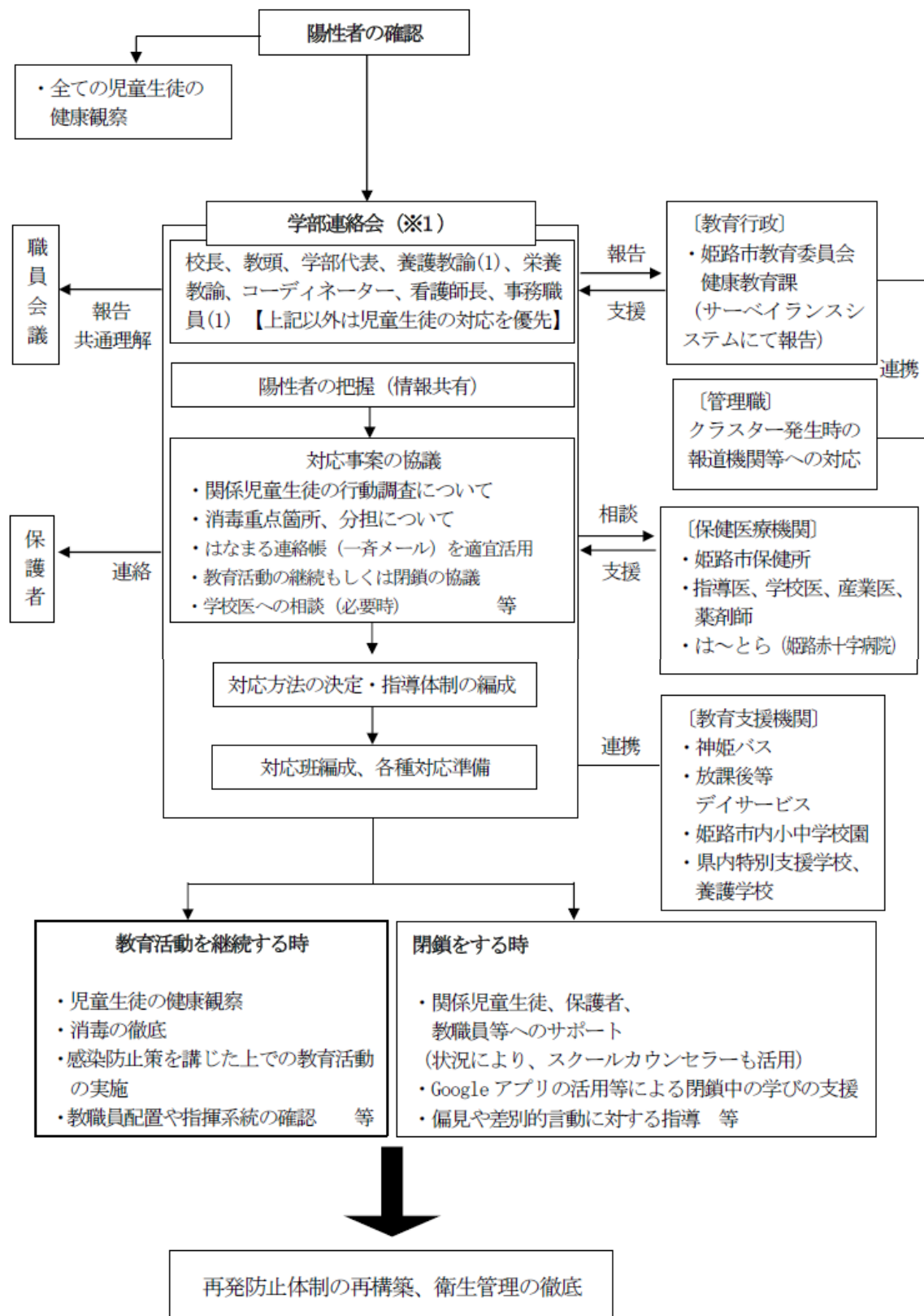
- 上記☆印の対応の継続
- 接触があったと考えられる者（クラス、班、グループ等）の健康観察
- ※治癒するまで出席停止・出勤させない扱い

- 登校・出勤に関しては、受診した医療機関の指示に従う



別添資料3 陽性者が判明した場合のフローチャート

対応図1:陽性者が判明した場合



○新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た際の対応の一部については、姫路市教育委員会の「**5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について及び学校保健安全法施行規則を改正する省令について（通知）**」に基づき、令和5年5月2日より以下のとおり変更となる。

1 臨時休業の実施について ※本校と分教室とで個別に判断する

臨時休業の実施及びその範囲については、姫路市教育委員会が、学校長や学校医等の意見を踏まえて検討し、必要に応じて保健所と協議の上決定する。

※本校には、「基礎疾患を有する」「医療的ケアを必要とする」「人工呼吸器を使用している」など重症化のリスクが高い児童生徒も在籍していることから、その実態等を踏まえて協議を行う

(1) 学級閉鎖

同一の学級において複数の児童生徒等の感染（家庭内感染ではなく、当該学級内での感染が広がっている可能性が高い場合。）が判明した場合、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合。

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

(3) 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

2 実施期間について

5日程度を目安とし、感染状況の把握、感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえたうえで、柔軟に対応を行う場合もある。

3 公表について

(1) 臨時休業の考え方について、各学校園及び保護者へ周知する。

(2) 臨時休業を実施した場合、学校園名、対象範囲、感染者数、休業期間を教育委員会から公表する。

〔そのほかの留意点〕

○新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た際の対応、及び保護者等への周知については、「**新型コロナウイルス感染症まん延防止に関する基準（令和5年5月8日）**」に基づくものとするが、感染症の状況によっては、その対応を変更することもある。

○保護者（家族）が感染したことにより、自宅に児童生徒が1人だけになる場合、学校は教育委員会や相談支援事業所などの関係機関と連絡を取り、居場所確保を行う。

○新型コロナウイルスワクチンの予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導する。また、保護者に対しても理解を求めていく。

○今後、健康診断に伴う保健調査等として新型コロナワクチンの接種歴が把握されることになった場合には、個人情報としての取扱いに十分に留意する。

○感染者となった児童生徒、教職員、及びその家族の個人情報に配慮するとともに、心理的なケアも適宜実施する。

※近隣校のスクールカウンセラーや公的機関の相談窓口についての情報提供を行う

○差別や偏見に対しては「あってはならないこと」という点を踏まえて、毅然とした対応を行う。

※SNS等に氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意喚起する

別添資料5 姫路市立書写中学校カウンセラーだより

令和5年度

書写中学校カウンセリングルームのお知らせ

校区に住む小中学校の児童、生徒、保護者の方のご相談に応じます。
お気軽にお問い合わせ、来室ください。

開催日 毎週 水曜日 10:00～16:45
(変更もありますので電話でご確認ください)

場所 書写中学校 北館1階西側 カウンセリングルーム

電話 カウンセリングルーム直通 (在室時のみ)
TEL 267-4029

書写中学校 (担当 中本)
TEL 267-1703

カウンセラー 竹内 智子

書写中学校の生徒は、担任の先生にカウンセリングの希望を話してください。
緊急の場合は、直接カウンセリングルームに来ることもできます。
カウンセリングの日時は予約制です。
まずはお電話ください。

カウンセリング日程

4月 19日(水)、26日(水)
5月 10日(水)、17日(水)、24日(水)
6月 14日(水)、21日(水)、28日(水)
7月 5日(水)、12日(水)、19日(水)
8月 30日(水) ※午前中のみ



参考資料



新型コロナウイルス感染症を理由とした 差別や偏見などでつらい思いをしたら

児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。一人で苦しまず、ぜひ利用してみてください。

- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

- 子どもの人権110番〈法務省〉 0120-007-110
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

- 都道府県警察の少年相談窓口
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

- いのちの電話の相談 0120-783-556
一般社団法人日本いのちの電話連盟
<https://www.inochinodenwa.org/>

- チャイルドライン(18歳までの子供が対象) 0120-99-7777
<https://childline.or.jp/>

- 新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672
一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会
<http://www.jscpp.jp/info/infonews/detail?no=730>

姫路市立書写養護学校

令和5年5月8日改定

新型コロナウイルス感染症まん延防止に関する基準

○ 本人を含む来校者の来校（登校）基準①【発熱】 令和5年5月8日改定

- ① 本人または同居の家族等に37.5度以上の発熱、咳などの症状がある時は来校（登校）を控えていただく。
- ② 本人または同居の家族等に37.5度以上の発熱があった場合、来校（登校）を再開できるのは解熱後48時間を経過した後とする。
- ③ 以下のいずれかに該当する場合は登校（出勤）することができる。
 - ア) 医療機関を受診して、新型コロナウイルス感染症の疑いがなくなり、かつ、発熱、風邪症状がなくなった場合
 - イ) 医師から、登校（出勤）してもよいと指示があった場合
 - ウ) ア)、イ) 以外でも、解熱後48時間経過した場合

○ 本人を含む来校者の来校（登校）基準②【ワクチン接種後の副反応による発熱】（変更なし）

- ① 同居の家族等におけるワクチン接種後の発熱については、その発熱がワクチン接種の副反応によることが明らかと考えられる場合、本人の来校（登校）は可能とする。
- ② 本人のワクチン接種後の発熱について、37.5度以上の発熱がある場合は、来校（登校）を控えていただく。（来所、来校再開にあたり、解熱後48時間の待機は不要）
- ③ 以下のいずれかに該当する場合は登校（出勤）することができる。
 - ア) 医療機関を受診して、新型コロナウイルス感染症の疑いがなくなり、かつ、発熱、風邪症状がなくなった場合
 - イ) 医師から、登校（出勤）してもよいと指示があった場合
 - ウ) ア)、イ) 以外でも、解熱後48時間経過した場合

○ 本人を含む来校者の来校（登校）基準③【コロナ陽性者等】

令和5年5月8日改定

- 下記の4点のいずれかひとつでも満たす場合は、必要な期間は来校を控えていただく。
- ① 本人がコロナ陽性者となった場合は、有症状の場合は発症日を0日目として、7日目までの期間、無症状の場合は、検体採取日を0日目として5日目までの期間。
- ② 同居の家族等がコロナ陽性者となった場合については、その陽性者の発症日を0日目として5日目までの期間（検体採取日を0日として、5日間までの期間）
- ③ 本人または同居の家族等が感染を疑われ、新型コロナ検査を受け結果が判明するまでの期間、または、結果が陰性であっても医師の指導等で自宅待機となっている期間
- ④ 本人が所属している学級等が感染者の発生の対応のため閉鎖している期間。

学校休校（部分休校を含む）の休校基準 令和5年5月8日改定

- 下記のような場合には休校を考慮する。
- ① 来校者・教職員に感染者（陽性者）が複数発生し、急激な感染拡大傾向がみられる場合
- ② 来校者・教職員の健康確保、学校の安全な運営が困難と判断される場合。

○ 教職員の業務従事に関する基準①【本人の発熱】 令和5年5月8日改定

- ① 本人に37.5度以上の発熱、咳などの症状がある時は、出勤しないで、自宅待機とする。
- ② 本人に37.5度以上の発熱があった場合、勤務に復帰できるのは、解熱後48時間を経過した後とする。
- ③ 但し、以下のいずれかに該当する場合は出勤することとする。
 - ア) 医療機関を受診して、新型コロナウイルス感染症の疑いがなくなり、かつ、発熱、風邪症状がなくなった場合
 - イ) 医師から、登校（出勤）してもよいと指示があった場合
 - ウ) ア)、イ) 以外でも、解熱後48時間経過した場合

○ 教職員の業務従事に関する基準②【同居する家族等の発熱】 令和5年5月8日改定

- ① 同居する家族等に発熱が見られた場合、出勤は可能であるが、発熱者が解熱後 48 時間を経過するまで、教職員は別室等での業務に従事することとする。
- ② 感染のおそれのない疾患が原因の発熱であると医師が認めた場合はその限りではなく、また、新型コロナウイルス感染症が原因の発熱でないことが明らかな場合（医師等による書面あるいは、口頭での確認が必要）、発熱者が解熱後 24 時間を経過するまで、教職員は別室等での業務に従事することとする。
- ③ 同居する家族等が感染を疑われ新型コロナ検査を受け結果が判明するまでの期間については、当該教職員は別室等での業務に従事することができる。

○ 教職員の業務従事に関する基準③【ワクチン接種後の副反応による発熱】 令和5年5月8日 改定

- ① 教職員及びその家族、同居者の発熱について、ワクチン接種の副反応によることが明らかと考えられる場合は、教職員は通常通りの業務が可能とする。

○ 教職員の業務従事に関する基準④【教職員あるいは同居者がコロナ陽性者となった場合の復職】 令和5年5月8日 改定

- ① 本人がコロナ陽性者となり、有症状の場合は、発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間を経過するまでの療養期間を経て復職する。無症状の場合も同様とする。
- ② 同居者がコロナ陽性者となった場合に、住居内での感染対策を講じた場合（マスクの着用ができていない場合は、講じた日（陽性判明前から対策を講じていた場合は発症日）を0日として、3日目まで、もしくは、感染対策ができていなければ、その陽性者の発症日を0日として、5日目までの期間は、当該教職員は児童生徒及び他の教職員と密に接しない別室等での業務に従事することとする。

○ 陽性者が確認された際のお知らせについて

遡って3日間の間に学校に登校または出勤している状況があれば「はなまるメール」で感染者が出たことを伝える。その際、該当学部と児童生徒、スクールバス利用者はバス名を、教職員は「学校関係者」とする。各クラス・グループの児童生徒には個別に電話連絡をする。